

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 44 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 4 年 8 月 10 日 午前 9 時 00 分 開会			
	令和 4 年 8 月 10 日 午前 10 時 22 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	—	—	
欠席委員	石飛 慶久	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	市民部長	内藤 道也
	総務課長	新谷 洋子	総務課行政係長	下瀬 秋穂
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 4 年第 3 回定例会の運営について ①提出案件について ②会期及び日程について (2) 令和 4 年第 3 回臨時会の運営について ①提出案件について ②会期及び日程について (3) 地域懇談会について 2、その他 ①市民団体からの文書の回答について			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年第3回安芸高田市議会定例会の運営について

①提出案件について

②会期及び日程について

○熊高委員長 令和4年第3回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 令和4年第3回定例会に上程を予定している議案は、一般会計、特別会計、各財産区及び下水道事業会計の決算の認定17件、人事関係1件、条例等3件を予定している。

詳細は、総務課長が説明をする。

○新谷総務課長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

○毛利事務局長 (会期及び日程について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和4年第3回安芸高田市議会定例会の日程は、9月7日開会、9月28日閉会とし、会期を22日間とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、会期は22日間とする。

次回の議会運営委員会は、8月31日午後を予定し、一般質問の締切りは8月29日正午とする。

(2) 令和4年第3回安芸高田市議会臨時会の運営について

①提出案件について

②会期及び日程について

○熊高委員長 令和4年第3回安芸高田市議会臨時会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 令和4年第3回安芸高田市議会臨時会は、8月17日を招集日として、昨日告示をした。

一般会計補正予算1件の提出を予定している。

- 概要については、総務課長が説明する。
 (提出議案の概要について説明)
- 新谷総務課長
 ○熊高委員長
 ただいまの説明に対し、質疑はないか。
 (なし)
 質疑なしと認める。
- 毛利事務局長
 ○熊高委員長
 続いて、会期及び日程について事務局に説明を求める。
 (会期及び日程について説明)
 質疑はないか。
 (なし)
 質疑なしと認め、令和4年第3回安芸高田市議会臨時会の日程は、会期を8月17日の1日のみとすることに御異議はないか。
 (異議なし)
 異議がないので、会期は8月17日の1日のみとする。
 議案の取扱いについてお諮りする。
 議案第49号は、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することに異議はないか。
 (異議なし)
 異議なしと認め、そのように決定する。
 執行部からそのほかはないか。
 (なし)
 暫時休憩する。
- 休憩 9:13
 再開 9:29
 ○熊高委員長
 (委員から議案について質疑があったため、執行部から説明を受ける。)
 再開する。
 さきほどの休憩中において、委員より臨時会に提案された議案の内容に対して疑義があったため、休憩中に協議を行った。
 提案した内容については、議場でしっかり議論してもらうことで皆さんよろしいか。
 (よい)
 執行部退席のため暫時休憩する。
- 休憩 9:29
 再開 9:31
 (執行部退席)

(3) 地域懇談会について

- 熊高委員長
 再開する。
 地域懇談会についてを議題とする。
 先月開催した地域懇談会では、市民の皆さんからたくさんの意見を頂戴したところである。
 意見のとりまとめ状況について、事務局に説明を求める。
- 藤井係長
 (資料の説明及び意見の集約について説明。)

- 熊高委員長 意見はないか。
- 金行委員 各班で意見を取りまとめるということは、各班で会合を持ち行うということか。
- 藤井係長 この資料にある意見は、付箋で書いていただいたものを文字にしたものである。この内容を精査し整理していただきたい。
- 金行委員 私が担当した班の意見を見ればよいのか。
- 藤井係長 各町それぞれ担当された班があると思う。この表にそれぞれ区分けしているのでデータで抽出するなどし、また、その時の記録は新田議員と田邊議員、南澤議員、芦田議員であったと思う。それぞれ独自で記録された議員もいらっしゃるが、それと見比べてこの表を整理いただきたい。
- 金行委員 確認すればよいということか。
- 藤井係長 最終的には、とりまとめてこの表を完成させてほしい。
- 金行委員 書記をしてもらった議員の記録と照合し確認するということが。了解した。
- 毛利局長 全員協議会の際には、各議員には、それぞれの班を絞り込んで、他の班の意見は見なくてもいいような形にして提出すると話をした。各班だけの意見を見てもらえばいいようにはさせていただく。
- 山根委員 とりまとめいただき礼を言う。全員協議会において局長が言われたように各班で提供いただくのはありがたいが、その前に事前に議員の皆さん全員に配って読み込んでもらい、追記などできるところは出してもらおうようにすればと思う。
- 金行委員 委員長に確認する。課題等出ると思うがそれは次回の全員協議会で行うと理解してよろしいか。
- 熊高委員長 最終的な方向性の考えはあるが、まずは皆さんの意見がどうなるかお聞きしたい。全員協議会に出す前に、書記した議員がいるので基本的には書記にチェックをしてもらった上で、全員協議会に出すのが良いと思っている。
- 各班が集まってというのは大変だと思うので、書記の方が確認を行い、必要に応じて班長と協議をしてもらい中身のチェックをしてもらったものを、再度事務局がとりまとめ、それを全員協議会に出し全体で確認していただくという流れがよいのではと思う。
- 皆さんの意見も反映しながら、議会運営委員会でどういう方向で出すかを決めていただきたいと思う。
- 金行委員 山根委員が言われた方針で出してもらい、まとめてもらうと理解しておけばよいか。
- 熊高委員長 全員へ配るのがよいのか、書記をした議員にまず渡して確認してもらおうのがよいのか、それはここで決めてもらえばよい。

○大下委員

基本的には、司会より書記をした議員に確認してもらった方が、記録を見て精査するのでよいと思うが、見落としているものもあると思う。この一覧表は付箋から書き写してあるだけで、付箋に出ていない意見というのもあるので確認してもらったと思う。全員に配るとするのは難しいと思うので、発表した人には確認をしてもらっておいた方がよいと思う。

○久城事務局次長

17日までに全部整理をするのは不可能であるので、さきほど話があったように、全議員にこの一覧表を配付し、書記の方に足りない部分について追加していただき、追加・整理したものを9月の全員協議会に班ごととか全部に配付するというやり方は如何か。事務的にも時間がとれると思う。

また、市民から頂いた意見を何らかの形で整理し、重複している意見はカウントするなど、そういう方向にもっていきたいと思っている。

○熊高委員長

これまでのことを踏まえ、意見はないか。

(なし)

まとめさせていただく。

まず、全体の議員にこの一覧表を配付することでよろしいか。

(よい)

その上で、それぞれ班長・書記が、5班、3班と違うリーダーになっているところもあるので、それぞれ相互に確認した上で、次の全員協議会でチェックをしてもらう。もしくは、全員協議会にこの一覧表を配付するかである。

全員協議会で配布すれば、9月に向けて表の整理を皆さんに依頼をするというのも一つの方法であると思う。

これについて意見はないか。

○山根委員

事務局がここまで書き出してくれているので、まずはこれを次の全員協議会で全員に配付し見てもらい、追加訂正等それぞれで考えてもらう形でよいと思う。

○熊高委員長

次の全員協議会で、全員に配り、次長が言ったような進め方でと理解してよろしいか。

○山根委員

そうである。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

意見をまとめる。

次回の全員協議会でこの資料を配付し、チェックをしてもらう。いつまでにどうするかスケジュールは、当日の全員協議会で協議決定することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。
以上で、地域懇談会についてを終了する。

2、その他

①市民団体からの文書の回答について

- 熊高委員長 その他の項に入る。
 皆さんから何かあるか。
 (なし)
 事務局はよろしいか。
 暫時休憩する。
 (資料を配付)
- 休 憩 9 : 5 3
再 開 9 : 5 4
- 熊高委員長 再開する。
 配布した資料について議長より説明を求める。
 (資料を説明)
- 宍戸議長
○熊高委員長 意見はないか。
○大下委員 議長としての回答であるから、我々がどうこういう事ではないと思う。
- 山根委員 議長が議会運営委員会で説明をされたということは、議長として回答することについて議会運営委員会で確認をしてからという形をとったという意味か。
- 宍戸議長 依頼の文書には、市民に公表させていただくと書いてあるため議長だけでなく、全員ではないが、議員も知ってもらっておいたほうがよいという意味である。
 全員協議会の時には報告という形にさせていただきたい。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
 (なし)
 意見がないようなので、私から申し上げる。議長が言われたように議会運営委員会を通して市民団体に返すということであるが、議会運営委員会にだけということにはいかないと思う。可能であれば全員協議会で皆さんに確認した上で返すほうが妥当ではないか。
 議長いわれたように議員 16 名それぞれ意見を持っている中で
 の答えを返さないといけないので、その中で意見をまとめられ
 代表として返すのが妥当だと思うので検討いただきたい。
 (返答期限などの意見あり。)
 (口頭での回答はとの意見あり。)
- 宍戸議長 議員それぞれの思いがあるので、口頭での回答は困難であるため控えると伝えている。
 しかし、市長も回答し、清志会もシセイクラブもそれぞれ回答している
 ので、議会が回答しないのは如何なものかと思う。

また、公表されるとのことから、回答しないと議会が無視していると市民に誤解を与えかねないので、文書で回答したほうがよいと判断した。

回答文書については議員必携を引用している。これ以上これ以下でもない。必要最大限の回答文書にした。

○熊高委員長

清志会とシセイクラブには確認されたのか。

(確認したとの返事あり。)

無所属の議員にはどうされたのか。

○宍戸議長

どう出されているかというのは確認していない。

○熊高委員長

市民団体からの文書が直接会派に行っているということか。

(そうであるとの返事あり。)

少なくとも私には来ていない。議会としてまとめることになると、2つの会派には文書が届いているが、無所属の議員は知らないという事である。知らないという状況の元で、全員協議会の前に市民団体に対して回答したとの報告となると、無所属の議員には伝わらないということになる。そう考えると全員協議会に諮る方がよいと思うが、みなさん如何か。

○山本優委員

議長宛に来ている文書である。議会からの見解をお願いするものとなっている。議会からの回答はこれで良いと思う。回答については議長に一任していたのではなかったかと思うが。

○金行委員

全員協議会に報告してから回答を出しても遅くはないと思う。

○山本優委員

議長からの報告だけでよいと思う。16人の意見をまとめるのは難しいから、議長が予め口頭で難しいと伝えたのだと思う。

○大下委員

回答の中身としては、直接市民団体の質問に対する内容にはなっていないが、議長としてこれで出すというなら問題ないと思う。

○児玉副委員長

会派には文書が来ているので会派に入っている議員は知っているが、会派に入っていない議員は知らないということであるので、全員協議会で一回議長のほうから説明をされて回答文書の承認を一応とられたほうが良いと思う。

議会運営委員会ということにはならないと思う。

○大下委員

この文書は議員全員に来ているわけではない。その解釈をどうするかである。会派へは来たが議員個人に対しては来ていない。1個人に対してあったのなら別問題である。

○児玉副委員長

議長宛で来ているのは、議長個人の考えを聞かれているのか、議会の代表としての考え方を聞かれているのか不明だが、議長と指名されている。単純に捉えれば議長の考え方を述べ、議長が出されれば良いと思う。ただこれを議会と捉えると、会派は会派で回答している、無所属は知らないということになる

- ので、やはり全員協議会で説明して皆さんの承諾を得て出されるほうが良いと思う。議長の見解、これをどうとるかである。
- 山根委員 文書の内容からすると議長か議会か曖昧なところがあるので、副委員長と言われるとおりでよい。
それと7月28日に市民団体の事務局長が来庁され話をされたということであるが、どういう形で返すかそこまでは話をされていなかったのか。
- 宍戸議長 回答が難しいという話をしただけである。こちらから電話をしたら来庁されたのでそこで話をした。設問2から6の文書表現についてである。
- 熊高委員長 28日に話をして完結したということではないのか。
- 宍戸議長 当初その話で完結したと考えていたが、それぞれ回答している状況で、議会だけが回答しないのは如何なものかと考え文書にしたものである。
- 児玉副委員長 事務局の認識として、これは議長に回答を求めているということは、議会のトップの考え方を聞きたいと捉えればよいのか。議会のトップとしてであれば、議長個人の考えを書かれればそれでよいと思うが、どちらで捉えればよいのか。
- 久城事務局次長 議長は議会を代表するので、議会の総意として回答するのが基本と考える。その中で文書に対する回答について、16人の議員の会議の討議を経てという表現をしているが、単一の意見としてお返しすることは出来ない。よって来庁されたときに回答できないと議長もそのように言われた。そのように捉えて文書は作ってある。
事務局としても、議会運営委員会で協議し、全員協議会で報告して回答するのが理想ではと考えていた。
- 児玉副委員長 市民団体がどういう気持ちでこの文書を書いているのかよく分からないが、市長であれば行政のトップで市長の個人の考えをそのまま書いてくださいとなる。議会は議会のトップとして書いてくださいとの意味なのかよく分からない。今の議会としてなら全員協議会で説明したほうがよいと思う。
- 久城事務局次長 文書には議会からも見解をお願いしますというのがあるので、やはり議会全体の見解と捉えた。
- 山本優委員 それぞれ回答してあるのだから、それを全員協議会で報告する必要があるのかというところもある。
- 金行委員 確認したい。会派は回答してあるのか。
(あり。)
- 議長として、議長個人の意見を聞きたいというような含みのある文書になっている。
- 山本優委員 そういうことなので全員協議会に出す必要はないのでは。議

会としてまとめられないという文書になる。これだけでよい。全員に諮る必要はないと思う。全員には、この文書を出しただけの報告でよいと思う。

○山根委員

議会として議長としての回答であるならば、会派に属していない議員にも情報として、皆が共通の認識を持って動くことになるので全員協議会で報告することが必要であると思う。

○児玉副委員長

山根委員と同感である。

○山本優委員

言われることは分かるが、これを議長報告として出して、これについて質疑応答ではなく、回答しましたという報告だけでよいと思う。

○宍戸議長

意見はまとまっていないが、全員協議会において、このような形で報告すると説明し、その後市民団体に回答したいと思う。会派に属されない議員もいることからこのようにさせていただく。

○熊高委員長

お諮りする。市民団体への回答については、17日の全員協議会へ報告し、議員全員の合意の上で回答を出すことを議運としては確認した。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

そのほか何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 10:22】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長